北海道の学校事務補足・訂正

▶補足説明

1ページ<19行目>

「教育としての学校事務を問い返す」⇒「教育としての学校事務を問いかえす」 ※これ以降の持田栄一さん講演の箇所についても同様に訂正してください。

10ページ①学習環境に関わる実践 囲みの中学習環境に関するソース群 「シックスクール対応型ワックス」⇒「有機リン化合物を含まないワックス」

※「シックスクール対応」という言葉の定義があいまいで、フロアーポリッシュ工業会では学校環境衛生の基準6物質についてのみ対応しているということで、金属(亜鉛)架橋の可塑剤として使用されている有機リン化合物(トリブトキシエチルホスフェート 略称TBEP)については配慮されていませんので、「有機リン化合物を含まないワックス」というように置き換えます。

24ページ 資料4

「厚生労働省のVOCの室内濃度基準」⇒「厚生労働省の定めるVOCの室内濃度指針値の一部」
※厚生労働省で指針値を定めている項目は15項目(ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、フタル酸ジーnーブチル、クロルピリホス、テトラデカン、ノナナール、フタル酸ジー2-エチルヘキシル、ダイアジノン、アセトアルデヒド、フェノルカルブ、TVOC;このうちノナナールは暫定値・TVOCは暫定目標値)であり、うち8項目しか記載されていないため。

※北海道公立小中学校事務職員協議会HP (http://www.gakkoujimu.jp/)の化学物質情報もご参照ください。

▶誤字など~「誤」⇒「正」

5ページ〈上の図~矢印を⇔双方向に〉

誤 学校における事務 → ← 学校づくりという視点に対する反省評価

正 学校における事務 ⇔ ― ⇔ 学校づくりという視点に対する反省評価

9ページ<10行目>

「子どもたちに優しい学校」⇒「心と体に優しい学校つくり 児童生徒と共に」

9ページ下の囲み 実践例

「子どもたちに優しい学校」⇒「心と体に優しい学校つくり 児童生徒と共に」 「安全で安心な学校づくり」⇒「安全で安心な教育環境づくり」

10ページ〈7行目〉

「化学性揮発物質の少ない物質」⇒「揮発性有機化合物の少ないもの」

12ページ〈環境に関するキーワードの囲み〉

「海面活性剤」⇒「界面活性剤」

14ページ〈③人権保障の規定からの情報管理の取り組み〉

「個人情報保護とプライパシーポリシー」⇒「個人情報保護とプライバシーポリシー」

▶実践資料編

19ページ〈下から2行目〉

「保護向け学校じむ便り」⇒「保護者向け学校じむ便り」

23ページ〈資料1 学校環境安全チェックリスト 教室等の換気〉

「図皇室等」⇒「図工室等」

23ページ〈資料1 学校環境安全チェックリスト 学校用家具〉

「収納用升器」⇒「収納用什器」

24ページ 資料4

「厚生労働省のVOCの室内濃度基準」⇒「厚生労働省の定めるVOCの室内濃度指針値の一部」 ※北海道公立小中学校事務職員協議会HP (http://www.gakkoujimu.jp/)の化学物質情報もご参照 くだ さい。

31ページ3. の(1)

「ユニバーサルデザインー&バリアフリー」⇒「ユニバーサルデザイン&バリアフリー」

5 0ページ(5 行目)

「グズグス」⇒「グズグズ」

50ページ〈下から2行目〉

「個人情報保護指針の検討⇒「個人情報保護指針」の検討

▶資料編

62ページ<1954年>

「義務教育諸学校における教員の政治的中立性確保に関する法律」⇒ 「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」

63ページ(1971年)

「国立および公立の義務教育学校等の教育諸学校等の教育に関する特別措置法」⇒ 「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」

63ページ<1974年>

「学校教育の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」⇒ 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」

63ページ<1975年>

持田氏公演⇒持田氏講演

65ページ<2004年>

「未来に拓く北海道の教育。義務教育国庫負担制度の堅持を求める北海道大会」⇒「未来を拓く北海道の教育!義務教育費国庫負担制度の堅持を求める北海道大会」75ページ〈教育権〉

「学校教育法28条の規定の規定を受け」⇒「学校教育法第28条の規定を受け」